

平成23年6月9日

平成23年第2回岬町議会定例会

第2日会議録

平成23年第2回(6月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成23年6月9日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	出 口 実	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	竹 原 伸 晃	9番	田 島 乾 正	10番	中 原 晶
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	和 田 勝 弘
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 0 名

傍 聴 2 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	総務企画部理事 (人権担当)	谷 下 泰 久
総 括 理 事	笠 間 光 弘	しあわせ創造部理事	岡 本 茂
総務企画部長	中 口 守 可	会計管理者兼理事	湊 原 義 仁
総務企画部理事	中 村 光 延	直轄副理事	保 井 太 郎
財政改革部長	白 井 保 二	総務企画部副理事	中 田 道 徳
しあわせ創造部長	芦 田 貴志雄	財政改革部副理事	四至本 直 秀
都市整備部長	末 原 光 喜	財 政 課 長	相 馬 進 祐
水道事業理事	南 康 明		

教育次長 古谷 清

危機管理監 亀崎 義夫

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 入口 博行

議会議務局副理事 大山 鐵男

議事日程

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程1 | 議案第33号 | 専決処分の承認を求める件
(平成22年度岬町一般会計補正予算(第8次)) |
| 日程2 | 議案第34号 | 専決処分の承認を求める件
(平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第4次)) |
| 日程3 | 議案第35号 | 専決処分の承認を求める件
(平成22年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)) |
| 日程4 | 議案第36号 | 専決処分の承認を求める件
(平成22年度岬町谷川財産区特別会計補正予算(第3次)) |
| 日程5 | 議案第37号 | 専決処分の承認を求める件
(平成23年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1次)) |
| 日程6 | 議案第38号 | 平成23年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程7 | 議案第39号 | 平成23年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程8 | 議案第40号 | 岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定の件 |
| 日程9 | 議案第41号 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程10 | 議案第42号 | 岬町税条例の一部を改正する件 |
| 日程11 | 議案第43号 | 岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件 |
| 日程12 | 議案第44号 | 岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 |
| 日程13 | 議案第45号 | 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程14 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件 |

- 日程15 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
- 日程16 報告第1号 平成22年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件

(午前10時00分 開会)

○川端啓子議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年第2回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時です。

本日の出席議員は14名です。

出席者が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

○川端啓子議長 日程1、議案第33号、「専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町一般会計補正予算（第8次））」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 日程1、議案第33号、専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町一般会計補正予算（第8次））につきましてご説明いたします。

専決理由といたしまして、平成22年度一般会計決算見込みにおきまして不用額及び大阪府市町村振興補助金等特定財源の確定に伴う財源更正並びに地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日付をもって専決処分したものでございます。

補正予算の内容の説明をさせていただく前に、平成22年度一般会計の決算見込みにつきましてご説明させていただきます。

我が国の経済は国の経済対策や新興国向けの輸出等に支えられ景気感は改善されつつありましたが、3月11日に発生いたしました東日本大震災の影響を受け一転して景気が大きく冷え込む状況になっております。この大震災は各企業の生産活動に大きな影響を与えております。あわせて、個人消費マインドも冷え込んでいることからその回復にはなお時間が要するものと思われれます。また、こうした大震災の影響は徐々に本町の財政にも波及するものと予想されます。

こうした中、本町では平成22年度も厳しい財政運営となりましたが、今回の大震災の発生にもかかわらず、特別地方交付税は昨年の実績より増加交付となりました。また、大阪府市町村振興補助金は昨年度並みの額が確保されたことに加え、国の補正予算に伴う各種の地域活性化臨時

交付金の活用などの臨時的な要因により生じた余剰金につきましては、今後の財政運営に資するために財政調整基金に積み立てを行うことといたしております。

また、平成23年度以降の町財政収支見込みは、大震災の影響が徐々に生じてくると見込まれるため、依然として厳しい財政運営を余儀なくされることが予想されております。今後とも、行財政改革を積極的に推進することが急務となっております。

なお、決算の詳細につきましては、決算認定に係る議案上程時に改めてご報告させていただきます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。議案書の1ページをご参照いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,394万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8,204万9,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては12ページから19ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

地方税につきましては、決算見込みを踏まえまして6,220万円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、町民税の個人所得割800万円、法人税割2,300万円、固定資産税の償却資産1,800万円をそれぞれ増額計上するものでございます。

地方譲与税利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び地方交付税につきましては、交付決定に伴いまして、合計で8,799万4,000円を増額計上いたしております。

3ページをごらん願います。

分担金及び負担金につきましては、昨年7月の豪雨災害に係る農地災害復旧費分担金12万7,000円を減額計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、集合住宅改修に伴う資材置き場等といたしまして町有地使用料24万3,000円を増額計上いたしております。

国庫支出金につきましては、交付決定に伴い2,667万1,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、昨年7月の豪雨災害に係る河川災害復旧費負担金590万5,000円を減額計上するほか、国の経済対策に伴い、既に予算化いたしておりますきめ細やかな交付金につきましては、交付決定に伴い合計で1,597万6,000円を減額計上するものでございます。

次に、府支出金につきましては、交付決定に伴い4,096万2,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、大阪府市町村振興補助金が合計で4,730万円を増額計上する一方、緊急雇用創出事業交付金375万円を減額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。財産収入につきましては、各種基金に係る預金利子25万1,000円及び株式会社ジェイコムウエスト利益配当金3万5,000円をそれぞれ増額計上するもので、合計で28万6,000円を計上するものでございます。

寄附金につきましては、個人や団体からいただきました岬ゆめ・みらい寄附金51万9,000円を増額計上いたしております。

繰入金につきましては、1億3,239万7,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、本予算の財源調整といたしまして財政調整基金繰入金1億1,143万1,000円及び公共施設整備基金繰入金1,973万2,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

諸収入につきましては、146万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、事業費の決定に伴い府有財産使用負担金44万2,000円、土砂災害時マニュアル作成業務受託事業収入129万8,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

町債につきましては、借入額の決定に伴い2,240万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、淡輪19区に係る集会所整備事業債2,100万円を減額計上する一方、町道岬海岸番川線に係る町道整備事業債460万円を増額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。5ページをご参照願います。詳細につきましては20ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、総務費につきましては122万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員の退職に係る退職手当1,662万7,000円を増額計上する一方、淡輪19区集会所建設に伴う不用額975万3,000円を減額計上いたしております。

民生費につきましては、不用額として成年後見制度利用支援後見人報償費33万6,000円、社会福祉協議会補助金100万円をそれぞれ減額するもので、合計で133万6,000円を減額計上するものでございます。

衛生費につきましては、586万4,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額として合併処理浄化槽設置補助金157万4,000円、保健事業に係る子宮がん検診や乳がん検診などの委託料299万3,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

農林水産業費につきましては、321万3,000円を減額計上するものでございます。主な内容といたしましては、不用額として南條下池改修に係る大阪府土地改良事業特別賦課金183万7,000円、漁業集落排水事業特別会計繰出金127万6,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

商工費につきましては、不用額として淡輪海水浴場開設使用料39万1,000円、観光振興事業補助金30万円をそれぞれ減額するもので、合計で69万1,000円を減額計上いたしております。

土木費につきましては、2,474万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、町道岬海岸番川線整備事業に係る測量設計業務委託料728万5,000円、第二阪和国道関連事業委託料774万3,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

6ページをご参照願います。

消防費につきましては、阪南岬消防組合負担金の精算に伴い843万9,000円を減額計上するものでございます。

教育費につきましては、教育長の退職に伴う退職手当229万5,000円を増額計上いたしております。

災害復旧費につきましては、昨年7月の豪雨災害による農道・林道等の農林水産業施設及び河川・道路等の公共土木施設の各災害復旧事業に係る不用額の合計948万2,000円を減額計上いたしております。

公債費につきましては、地方債元金償還金、利子償還金の合計1,420万3,000円を減額計上いたしております。

諸支出金につきましては3億4,084万7,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、決算上の歳計余剰金を今後の財政運営に資するために財政調整基金に、また歳入予算に計上しております岬ゆめ・みらい寄附金を積み立てるほか、基金預金利子を各種基金にそれぞれ積み立てを行うものでございます。

続いて、7ページ、8ページをご参照願います。

第2表地方債補正をごらんください。

地方債借入額の決定に伴い町道整備事業ほか4事業につきましてそれぞれ限度額の追加、変更及び廃止を行うものでございます。

なお、記載の方法、利率及び償還の方法につきましてはごらんのとおりとなっております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○川端啓子議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

奥野議員。

○奥野 学議員 まず、26ページの財政調整基金積立金の件でお聞きしたいと思います。

まずその前に、今回の平成22年度の一般会計決算の見込みということであっておりますけれども、この見込みというのは今回の定例会でないと出ないものなのか。3月定例会時点ではそれが出なかったものか、その辺の確認をしたいと思います。

それと、先ほどの3億4,000万円ほどの積立基金、これ大変、財政難の折にありがたいことですが、平成22年度末で基金残高としてどれだけになっているのか。そして、平成23年度で取り崩した額とその残高ですね、その辺をお教えいただきたいと思います。

○川端啓子議長 財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 まず1点目の、決算見込みの確定の時期の件でございますけれども、予算区分からいいますと4月1日から新しい年度になりまして、本来でしたら3月末で決算額確定するのではないかとというご意見もあるわけなんですけれども、特に歳入におきましては、4月、5月におきまして出納整理期間といたしまして、歳入について整理する必要がございます。特に、町税等につきましては4月、5月におきましては、また現年度につきまして歳入を確保するという形で、歳入の確保の問題。また、補助金等の確定につきましても、本来でしたら3月末で確定をしておりますけれども、実質の事務処理上は4月に入ってから精算を行うと、そういう行為がございまして、歳入の確定について時間を要する。

また、歳出につきましても3月末で支出負担行為は確定いたしておりますけれども、最終的に歳出の額の確定につきましても、その出納整理期間中におきまして若干変動があるということもありまして、決算見込みにつきましては出納整理期間を経た6月が平成22年度の決算をほぼ見込みとして確定する時期ではないかという形で今回ご報告した内容でございます。

あと、基金の問題でございますけれども、今回、財政調整基金といたしまして約2億9,600万円ほど支出いたしました。3億500万円ほど積み立てる予定でございます。これにつきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、特別交付税におきましては震災の中ではありますけれども、昨年度約7,300万円を上回る交付額が決定されたこと。また、振興補助金についても昨年並みの4,730万円。

そして、国の経済対策でございますきめ細やかな交付金で約2,500万円、光をそそぐ交付金で約1,000万円という形で、このような臨時的な措置が町財政におきまして有利となる臨時的な措置が生じたので、それらを歳出の余剰金として今後の財政運営に資するために平成22年度の決算におきまして約3億500万円程度財政調整基金に積み立てるものでございます。

そして、あと平成23年度の、そして基金の取り崩しの状況でございますけれども、これにつきましては先ほどご説明申し上げましたとおり、震災の影響が徐々に岬町にも影響するんではないかという形で、厳しい財政運営が見込まれる。特に、地方交付税等につきましては震災のところに重点的に配分されるんではないかということも予想されておきまして、それらを踏まえまして最終的には今年積み立てました分の相当額を平成23年度におきまして取り崩しを必要とする、そのような状況を想定しております。

○川端啓子議長 奥野議員。

○奥野 学議員 白井部長、もう一度、今いろいろ説明いただいたんですが、もう一度詳しくお願いしたいんですけれども。

今年度の見込みで3億4,021万3,000円が平成22年度で基金として新たに残るわけですね。その時点で、平成22年度の残として合計しますとどれだけあるのか。

そして、そこから平成23年度予算にどれだけ取り崩したのか、その残りは幾らになるのかという、その数字だけもう一度お願いします。

○川端啓子議長 財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 基金の積立額等でご説明申し上げましたけれども、今回、予算上の積み立てを行いますと、財政調整基金におきましては7億5,000万円、そして公共施設等、その他のもろもろの基金を合計いたしますと平成22年度末の合計といたしまして11億9,400万円の基金残高が見込まれております。

しかし、この基金残高の中には福祉基金とか海釣り公園とか多目的公園とか、本来特定の目的の部分、目的の事業しか取り崩しできない基金もありまして、その額が約1億7,000万円ございますので、岬町として平成22年度で取り崩し可能な基金としては10億2,000万円程度が見込みと考えられております。

そして、この取り崩しの額なんですけれども、平成23年度におきましては、取り崩しの額につきましては、今後、決算の財政運営の、また行革との進展によりまして若干変わるんじゃないかと思われましてけれども、ほぼ財政調整基金については今年積み立てました3億円程度が今度取り崩しが見込まれるんじゃない、今の段階では平成23年度の決算見込みではその程度の基金の取り

崩しが必要ではないかということになりまして、財政調整基金が7億5,400万円が3億円前後取り崩しになりますので、約4億5,000万円ぐらいの基金残高になるんじゃないかということでございます。

その他の基金残高と合わせますと約9億2,000万円、そのうち取り崩しが特定されております1億8,200万円の特定目的の基金を除きますと、約7億4,000万円が平成23年度におきまして取り崩した後に、平成23年度末の基金残高になると、そのような予定でございます。

○川端啓子議長 他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 本件については委員会付託等がありませんので、この場でお聞きしておきたいと思います。

議案書の12ページの町税のところですが、先ほどご説明の中で法人町民税の現年課税分の法人税割と、それから固定資産税の償却資産のところ増額計上されていると。ほかの分野にわたっても町民税、固定資産税とも増額計上されているわけなんですけれども、今申し上げた法人税割と、それから償却資産について増額の理由をお聞きしておきたいと思います。

それから、16ページの土木費国庫補助金の中で社会資本整備総合交付金というのがありますが、この交付金の内容といいますか、どういった交付金であるのか、概要説明をいただきたいということと、それから、これは事業に対して割り当てる交付金であったかと思しますので、どの事業に充当するということであったのか確認をしておきたいと思います。

それから、同じく16ページの府補助金の中で総務費府補助金として緊急雇用創出事業交付金の欄がありますけれども、この減額の理由について確認したいと思います。

以上、大きく3点です。よろしく申し上げます。

○川端啓子議長 財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 今回の補正予算におきまして、町税の法人税割につきましては2,300万円、固定資産税の償却資産については1,100万円をそれぞれ増額計上しているところでございます。

その主な要因といたしましては、法人につきましては、この平成22年度の予算編成時におきましては国の景気対策が十分反映できないのではないかと言われてまして、岬町におけます法人各企業におきましてはそれだけの収益の伸びが予想できないということもありまして、伸び率についてはマイナス計上したところでございますけれども、実際、各企業さん、決算打っていただき

まして申告いただきました内容を見ますと、特に医療法人等につきまして収益が大きく伸びているということもございまして、そしてまた新規に開設いたしました娯楽施設業、パチンコ業と思うんですけども、その法人の申告等がございまして、それらが今回補正を行う上での大きな要因かなと考えるところでございます。

また、償却資産につきましては、大部分が大臣通知額といいまして、関西電力とか南海、それからNTTドコモとか、そういうような形の償却資産が毎年5%から10%程度償却が進むのではないかという形で予算計上したわけなんですけれども、各企業からの申告の状況を見ますと、その償却以上に機械等の更新等があったということもありまして、最終的に申告額がふえてまいりました。

それらを要因といたしまして、償却資産で1,800万円当初予算に比べまして増額することができましたので、今回、補正予算措置を行ったものでございます。

○川端啓子議長 都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 土木費国庫補助金のうち、住宅費補助金に係るものです。

これについては、何に使っているかという状況の説明になると思うんですが、場所的に言いますと、岬海岸番川線の測量設計費等がございまして。実際には、24ページのほうをごらんください。

24ページの2. 道路橋梁費、道路維持費のうち、この設計委託は、ここの場合は減額となっておりますが、その設計にかかる費用は減額になっておりますが、このようなきめ細やかなものについて補助をいただくということになっております。

○川端啓子議長 総括理事、笠間光弘さん。

○笠間総括理事 緊急雇用の事業補助金の交付金がマイナスになっているという件でございまして。

この交付金につきましては、ハローワークを通じまして職を探している方に岬町で働いていただくという分でございます。その分がそんだけ今回雇用が促進されなかった分でございます。それが交付金のマイナスになっているところでございます。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 1点目にお聞きした町民税固定資産税については了解をいたしました。

2点目にご説明いただきました社会資本整備総合交付金についてですけれども、これは住宅費補助金という欄と道路橋梁費補助金と2カ所に分かれて記載されているんですけども、先ほど説明のあった岬番川線の測量設計費に充てたということであると、この2つともそういうことになるのか。

それから、説明の中で、そういったきめ細かな事業に充てるんだという説明でありましたが、それはきめ細かな交付金のことを言いたかったのか、ちょっとそのあたり、社会資本整備総合交付金そのものの説明を正確にお聞きしたいという点と、充当した事業等について再度詳細を確認したいというのが質問の一つであります。

それから、緊急雇用の問題ですけれども、これは非常に有効な施策だなというふうに国からこういう指示があったときに感じておられて、議会の中でもこういったことは積極的に活用するようというのを繰り返し申し上げてきたところであります。

ただ、これは時限的なものですので、そういう意味では不十分さを抱えているということも同時に感じている制度であるんですけれども、これは雇用促進につながらなかったということでもあります。やはり景気も引き続いて不透明な部分もありますし、雇用については非常に深刻な状況もありますので、この交付金を十二分に活用して雇用につなげるという努力が足りなかったというふうに考えるのは間違いであるようでもありますので、そのあたりについて町としてどのような努力をなされたけれどもこういった格好になったのかというあたりのご説明をいただきたいと思っております。

以上2点です。

○川端啓子議長 都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 ちょっと説明のほうがいらい不足していましたので、おわび申し上げます。

まず、ご指摘の住宅費補助金のうち、地域社会整備資本総合交付金でございます。これを使ったものは住宅に関するものでございます。

金額は369万4,000円で、そのうち町営住宅の火災報知機の設置、公営住宅にかかるもの、淡輪、深日、多奈川東、あと改良住宅として多奈川小田平、並びに多奈川平野北地区の住宅について火災報知機の設置を行いました。

また、緑ヶ丘住宅の地上波デジタル放送に伴う受信設備の充当をしております。

それと、あと、先ほど言いました道路橋梁につきましては、番川線のものでございます。

○川端啓子議長 総括理事、笠間光弘さん。

○笠間総括理事 先ほどの説明の続きでございますけれども、このたびのこの金額の決定につきましてはすべて交付決定に伴うものでありまして、10分の10が出ているという状況でございます。

町のホームページの作成、それから単純な作業もございますけれども、そういったいろんな面で活用させていただきましたので、十分使ったというふうに解釈いただいたら結構だとい

うふうに思います。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 1点目にお聞きした土木費の社会資本整備総合交付金については今の説明をもって内容を把握いたしました。

緊急雇用創出事業については、ちょっとわかりかねるところがあるんですけど、また、後でゆっくりとお聞きしたいと思います。

十分使っていたという説明でありますので、その十分の内容を後でまたしっかりとお聞きしたいなと思いますので、また詳細をお聞かせいただければと思います。

今回、財政調整基金に一定額を積み立てる等、これまでの努力が一定あらわれているというふうな今回の議案については見せていただいておりますので、住民生活、暮らしを守るためにこういった基金等についても積極的に活用していただくように要望したいと思います。

質問は結構です。

○川端啓子議長 ほかに質疑ございませんか。

田島議員。

○田島乾正議員 今、中原議員の質問している中で理解しにくい点があったかもわからないのです。

実は、議案書で説明の欄にそういう部分に空白がたくさんありますんでね、もう少し答弁のほうにおいてはね、いろんなきめ細かな交付金云々等にありましたらね、先ほど火災報知機のこの部分やと、あれば質問しないと思うんですわ。

ということで、運営上、ひとつ理事者側においてはね、説明の部分についてはもう少しきめ細かにちょっと説明してあげれば質問しないと思います。ということで、運営上のことで言っときます。

○川端啓子議長 理事者側におきましては、もう少し資料を作成するときに、できるだけわかりやすくということでよろしく願いいたします。

では、これで討論に入りたいと思いますけれども、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号、専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町一般会計補正予算（第8次））を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致であります。よって、議案第33号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程2、議案第34号、「専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第4次））」の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 それでは、日程2、議案第34号、専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第4次））の件につきましてご説明いたします。

平成22年度岬町下水道事業特別会計決算見込みにおきまして、不用額及び地方債借入金の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,642万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,331万4,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、5ページ並びに6ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金につきましては、下水道事業特別会計の財源調整により、一般会計繰入金52万8,000円を減額計上いたしております。

次に、町債につきましては地方債借入額の決定に伴い、6,590万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、流域下水道債240万円、公共下水道事業債5,850万円、資本費平準化債500万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては5ページ並びに7ページから8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、631万4,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、使用料徴収事務委託料の負担金の割合見直しにより337万4,000円、施設維持管理業務委託料の確定により40万円、補助金及び負担金の決定に伴い、排水設備改造補助金

30万円並びに大阪府流域下水道事業維持管理負担金200万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、事業費につきましては5,701万4,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、負担金の決定に伴い流域下水道事業負担金240万7,000円。交付決定に伴う事業費の確定及び落札減額により公共下水道工事1,820万円並びに工事支障物件移転補償費3,580万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、公債費につきましては310万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、不用額調整により一時借入金金利120万円、地方債元金償還金190万円を減額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。第2表地方債補正をごらんください。地方債借入額の決定に伴い、下水道事業の起債限度額2億860万円を1億4,270万円に変更を行うものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第34号、専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第4次））を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致であります。よって、議案第34号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程3、議案第35号、「専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次））」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 日程3、議案第35号、専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次））の件につきましてご説明いたします。

平成22年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算見込みにおきまして不用額及び排水処理施設使用料の収入見込み等にかかる補正予算を調製し議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ191万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,002万8,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては3ページ並びに4ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

繰入金につきましては、漁業集落排水事業特別会計の財源調整により一般会計繰入金127万6,000円を減額計上いたしております。

次に、使用料及び手数料につきましては収入見込みにより排水処理施設使用料現年分64万3,000円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては3ページ並びに5ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

総務費につきましては、191万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額調整により修繕料65万9,000円、処理施設汚泥搬出業務委託料40万円、補助金の決定に伴い排水設備改造補助金48万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案の4ページの排水処理施設使用料にかかわってお尋ねをいたします。

接続件数について確認をしたいと思います。接続の状況が、この分野については比較的順調であるということを以前お聞かせいただいていたかと思えますけれども、その後の進捗について確認しておきたいというのが1点であります。

それから、5ページの一般管理費の中で修繕料、今回、不用額が計上されているわけですが、どこのどういった修繕であったか、もしかしたら以前お聞かせいただいていたかもわかりませんが、再度になったら恐縮なんです、ご説明をいただいております。

以上2点です。

○川端啓子議長 都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 中原議員からの質問、まず第1点目の接続状況について説明させていただきます。

全体の人数といたしましては、観光人口も入れて417名をこの処理場は予定しております。現在、接続されている人数といいますと153人となっております。

したがって、先ほど言いました観光人口を抜きますと、約200人弱の人数となりますので、現在の接続率は平成22年度末で約70%となっております。

接続率が良好だという話は、約3年で70%を満たす必要があるということで、地元と協議して進めておりますので、目的とする70%は何とか満たした状況ですけれども、これからも接続率を上げるためにアピールをしていきたいと考えております。

それと、2点目の一般管理費の消耗品並びに修繕料の減額ですが、消耗品はまず薬品が漁業集落排水を処理するためには必要になってきます。その処理が順調にしているということでこの凝集剤というんですか、不純物を集める薬品費が少なくなったと。当初予算で見込んでいた補修、修繕も件数ゼロということで落とさせていただきました。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 再度確認いたしますが、接続率について、また件数についてお聞きしてはいたんですが、今の説明でいきますと、説明のときの単位が人数であったかと思えますけれども、家ごとに接続するのかなと思って、1軒2軒という軒数にとらえていいのか、ちょっとそのあたりについて確認をさせていただきたいと思えます。お願いします。

○川端啓子議長 都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 接続率については、人口普及率というふうな形で下水道については表記させていただいておりますので、人数表記となっております。

件数については、当時聞き取った人数、183戸あったと思うんですけども、住宅がそれだけありまして、その中で住んでない方とか町外に出てる方、空き家もございました。その中で私が今説明したのは、実際にそこに人口として張りついているのが大体217名程度と今把握しております。そのうち153人が使っておるという状況でございます。

○川端啓子議長 よろしいですか。

では、ほかの議員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第35号、専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次））を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致であります。よって、議案第35号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程4、議案第36号、「専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第3次））」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務企画部長、中口守可さん。

○中口総務企画部長 日程4、議案第36号、専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第3次））につきましてご説明いたします。

平成22年度谷川財産区特別会計決算見込みにおきまして、本年度末での会計廃止に伴う清算にかかる補正予算を調製し議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日付で専決処分をさせていただきますのでございます。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万2,0

00円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ515万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

特別会計清算に伴いまして、歳入予算といたしまして、前年度繰越金138万2,000円を計上し、歳出予算につきましては一般会計繰出金138万2,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第36号、専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第3次））を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致であります。よって、議案第36号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程5、議案第37号、「専決処分の承認を求める件（平成23年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1次））」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務企画部理事、谷下泰久さん。

○谷下総務企画部理事 日程5、議案第37号、専決処分の承認を求める件（平成23年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1次））につきまして、ご説明いたします。

平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算見込みにおいて生じた歳入不足額を、平成23年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入により補てんするため、前年度繰上充用にかかる補正予算を調製し議会の議決を経る必要が生じましたが、議会の招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年5月31日付で専決処分させていただくものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ515万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,352万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、諸収入としまして貸付元利収入に515万9,000円を、歳出におきましては前年度繰上充用金に515万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第37号、専決処分の承認を求める件（平成23年度岬町新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1次））を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○川端啓子議長 満場一致であります。よって、議案第37号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○川端啓子議長 日程6、議案第38号、「平成23年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 日程6、議案第38号、平成23年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件につきましてご説明いたします。

3月11日に発生いたしました東日本大震災、また福島第1原子力発電所の事故によりまして日本国内の企業や個人の景気感が急速に冷え込んでおります。

そして、今後予想されます電力不足に伴います企業の生産活動の停滞による影響、また個人家庭におきましても不要不急の支出を手控えてることなどから、今後とも大震災に伴う景気動向に注視していく必要があるものと考えております。

こうした本町を取り巻く厳しい経済情勢を受けまして本町の財政は引き続き極めて厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,051万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,451万9,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては8ページ、9ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、分担金及び負担金といたしまして、弥勒農道改修に伴う農業施設改良事業分担金65万円を計上いたしております。

府支出金につきましては、690万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、地域の子育て支援事業に充当するため、大阪府で造成した基金を活用する子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）ですが、605万9,000円のほか、地域福祉子育て支援交付金58万7,000円となっております。

繰入金につきましては、2,281万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算の必要な財源を賄うための財政調整基金繰入金1,861万7,000円、多奈川東地区法面改修経費に充当するための多奈川財産区特別会計繰入金420万円となっております。

諸収入につきましては、消防団員の退職に伴う報奨金14万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、10ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、議会費につきましては、ことしの3月定例議会での議決内容に基づき議員報酬、期末手当、政務調査費など合計で1,517万円を減額計上いたしております。

総務費につきましては、昨年7月の豪雨災害に伴う多奈川東地区法面改修工事420万円、岬町人権協会補助金154万3,000円、合計で574万3,000円を計上いたしております。

民生費につきましては、664万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）を活用いたしまして、昨年度から青少年センターで実施しております中高生の居場所事業委託金108万6,000円のほか、新型インフルエンザ対策といたしまして保育所への除菌機能つき冷暖房設備費485万2,000円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、戸別所得補償推進事業に係る事務費といたしまして、消耗品費5万3,000円を、弥勒農道改修工事130万円、合計で135万3,000円を計上いたしております。

次に、土木費につきましては2,936万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、現在係争中の男鹿谷水路につきまして、裁判での和解を進めるために必要な設計業務委託料や境界画定業務委託料など136万6,000円のほか、8月以降の臨時バスの運行に伴う補助金2,800万円を計上いたしております。

消防費につきましては、消防団員の退職に伴う報奨金14万4,000円、緊急用備蓄食品の補充といたしまして36万8,000円、合計で51万2,000円を計上いたしております。

教育費につきましては、206万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、淡輪小学校の消火栓配管等の修繕108万3,000円、岬中学校の給水ポンプ制御盤取りかえ工事58万8,000円を計上いたしております。

続きまして、5ページをご参照願います。第2表債務負担行為補正をごらんください。

健康ふれあいセンター運営事業及び路線バス対策事業につきましてそれぞれ期間と限度額をぐらんのよう定めるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。なお、本件は総務文教、事業、厚生各常任委員会への付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

和田議員。

○和田勝弘議員 11ページの都市計画費のところ、路線バスの運行補助金2,800万円載っておりますが、この会社との、もし報告ができるんやったら、今現在どういうとこまで進んでいるのか。できなければ結構ですけど、もし会社で話ができる場合は報告していただきたいです。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 ご説明できる範囲が限られていますけれども、まだ交渉中であるということ、その交渉について金額的には今の業者とはなかなか折り合いがつかないというような現状であります。

この2,800万円の金額というのは、現行の年間4,200万円を月割りした額でありますから、これまでの5年間の年間金額と変わらない金額を上程しております。

というのは、行政改革の中では、このバスの補助金を1割程度減額してやろうという計画で立てておりますけれども、なかなか難しいような状況もありますので、予算的には従来どおりの予算を確保して、さらに業者の選定に当たっていくということで、今回、予算を計上しております。

○川端啓子議長 他の議員の皆さん、質疑ございませんか。

田島議員。

○田島乾正議員 和田議員と重複する質問ですけども、今、部長が折り合いがつかんと、金額的に。その部分について、そうしたら、現在と以前の路線の、何路線があつて、今回も以前と同じ路線であるのか。これ1点お答え願いたいのと、ふえているのかふえていないのか、路線がね。

そして、以前、この業者に対して事務的な監査とかそういうのされているんかということ、質問した記憶があるんですわ。業者の言いなりでそういう補助金を出しているんかということの質問したことあるんですけども、当時の総務部長はしていませんと、それはいかんやないかと。やはり、向こうの言いなりで補助金出したら、結局、申告どおり補助金出しているのは困るということで、事務監査的なことをしたんか、してないのか、現在でも。この2点、まずちょっとお答え願いたいんですけど。

しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 現在の路線は基本線と、それから山間部、淡輪畑、それからみさき公園団地、それから多奈川の東畑、西畑、こういうルート、大きく2つあるわけです。そのルートについての見直しもし、時間間隔もいろいろあけたりしながらいろいろ計算をしてやっているんですけども、それでもかなり難しいというような話も聞いております。

これについては、中日臨海だけではなくて他のバス会社等にも働きかけをして、そこら辺の状況も聞かなければならないということがあります。ですから、路線がふえているかということ、現状かあるいはそれ以下になる可能性があるだろうと。

それから、事務監査の件ですけども、年間の委託料については毎月月割りで支払をしていますが、そのときに計算報告といいますか、毎月の状況というのは上がってきております。それについて、書類上、それと実際の支出ですね、照合しているかどうかということになると、そこまではやっておりません。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 今のご答弁でしたら、路線も変わってないと。変わってなければ、当然こういう業者というのは、何人乗ろうと経費というのは余り変わらないと思うんです、燃料関係とか。ですから、路線のルートも変わってないと。

あと、100円バスという通称、住民が言うてるんですけども、事務的に監査してくださいよと言うたのは、やはり100円料金で何名が乗りはっていくらの収益、現金で会社が収益ある。そして、当町の補助金で、それを合算して現在経営が苦しいと言うてくるのであれば、いま一度、先ほど部長がおっしゃるとおり、他の会社にもやはりお願いして、こういう当町の補助金出しているバスが大変言うけど、おたくとこは走れるんかというような、何社か一遍当たってみて、苦しかったら当然やめていただいたらよろしいやん。無理にね、そんなお願いしてまで走ってもらわんでも。

やはり、今、規制緩和でたくさんこういう企業があるはずですわ。ですから、まだまだ低価格

で走りたいと、町のために走りたいという企業があるかもしれませんが、ひとつ事業所の言うとおりに苦しい苦しいっていつまでたっても苦しい言われたら支給せなあきませんので、ここで担当課としたら思い切った、そういう変えるという考えを持って一遍他社に働きかけていただきたいなと思いますので。

あと、先ほどしつこく言いますけれども、やはり100円の収入が年間どのくらいあった、それで町としてこれだけの補助金出しているということで、そういう事務的な監査に類した、そういうチェックもしとかんと、業者というのは、はっきり言うて、この程度やったら補助金出してくれると、ずるこいとこありますんでね、はっきり、これは駄目やと言わんと。それ、しんどかったら200円にしてくださいよという方法もありますんでね、

住民に余り負担かけられませんけれども、住民の公共交通のために町が、やはりお年寄りらのために、そして免許証ない方のために、病院行くのに確保のために町もこれだけの財政苦しい中でお金出しているんですから、それ以上、あんまり福祉についても限度があるんで、しんどかったら150円なり100円なり料金上げてくださいと、そういう言い方もしていただきたいと思いますので、余り補助金ばかり出すのは賢くない考えだと思います。

ひとつ部長、そういう今、お願いした部分については一遍。あります業者は、一遍当たっていただきたいと思います。

以上です。それ、答弁してくれるんやったら結構です、してください。

○川端啓子議長　しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長　答弁は求められておりませんが、若干説明をさせていただきます。

中日臨海さんが無謀な要望をしているということは思っておりません。というのは、5年前の4、200万円を決めた時点で、これは中日臨海さん、その前5年間も走らせておりました。そのバスを引き続き使って走らせるということで4、200万円という補助金なんです。

それでも平成22年度は1,000万を超える赤字は会社のほうに与えているということはありません。

現在走らせているバスはもう廃車にしなければならない、今回、もし中日臨海さんが取るとしたら。そうなってくると、新しいバスを買いますんで、その償却費はこの5年間はほとんどゼロに近かったわけですから、その分が載ってくるということで説明を受けて、それはそうだなということはこちらのほうとしては了解しております。

ですから、そういう状況もありますから、そうなってくると、じゃあ中古といいですか、ほかの会社で新車で走らせてないほかのバスを持ってくるというところでの会社がどのくらいの金額

が出てくるのかということも調べなければなりませんし、そこら辺も含めて今後ちょっと検討していかなければならいだろうというふうに考えているところです。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 5年たてばバスも償却がほぼ完了に近い状態になっていると思うんです。そして、このクラスのバスでしたら、350万円から400万円前後でスタンダードやったら購入できると思うんです。

それで、償却ももうほぼ済みかけてますんで、また新しいバス買うって、それは当然企業の努力してもらわないけませんので、そこまで当町がする必要ないと思いますんで、とりあえずひとつそのバス会社がしんどいと言うならば他社を一遍当たっていただきたいと、その点ひとつお願いしておきます。結構ですので、答弁。

○川端啓子議長 他の議員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成23年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

暫時休憩します。

再開は11時半です。よろしく申し上げます。

(午前11時18分 休憩)

(午前 11時30分 再開)

○川端啓子議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程7、議案第39号「平成23年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務企画部長、中口守可さん。

○中口総務企画部長 日程7、議案第39号、平成23年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件につきまして概要をご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,604万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。

第1表歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入予算につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金420万円を計上し、歳出予算におきましては多奈川東地区法面改修経費を用途として一般会計に繰出金として420万円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。なお、本件につきましては、総務文教委員会の付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成23年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の

件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程8、議案第40号、「岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 日程8、議案第40号、岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定の件についてご説明させていただきます。

健康ふれあいセンターの次期指定管理者につきましては、年間の運営管理経費基準額を年間4,800万円、これはこれまでの管理運営に関する町の支出よりも2,000万減額した額ですけれども、その金額に設定をし、公衆浴場の運営案と運営しない案の2案の提案を条件として公募型のプロポーザル方式により募集を行ってまいりました。

その結果、2つの業者から応募があり、この応募について指定管理候補者選定委員会を4回開催し、公衆浴場をそのまま運営するという案についていずれもこの基準額を下回ったことから、慎重に審査を行いまして、下記事業者を指定管理候補者の最優先交渉権者として全会一致で決定し、平成23年4月19日に選定委員会から町長へ答申を行っているところであります。

審査の結果、最優秀交渉権者につきましては、現行の指定管理者である株式会社アクアティックとなっておりますけれども、選定理由として、管理運営の十分な経験や実績があり、適切な体制を有していること。

また、管理運営経費を削減した中でも提案内容の実現可能性が高く、次点者よりもすぐれているという評価をされたものであります。

岬町健康ふれあいセンターの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第44条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

管理を行わせる施設については、名称 岬町健康ふれあいセンター、所在地 岬町多奈川谷川495番地の1、指定管理者は住所 大阪市福島区福島6丁目8番16号、名称 株式会社アクアティック、代表者は泉本憲人であります。

指定期間につきましては、平成23年8月1日から平成27年3月31日までを予定しております。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定の件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程9、議案第41号、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総括理事、笠間光弘さん。

○笠間総括理事 日程9、議案第41号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件について説明をさせていただきます。

提案理由は、大阪府市町村振興協会が公益財団法人の認定を取得したことに伴いまして、本条例に所要の改正を行うものでございます。

最初に、この条例の趣旨について説明をさせていただきます。

この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき岬町が公益的法人等へ職員の派遣等を行う場合のルールを定めたものでございます。その派遣先としまして、大阪府市町村振興協会を規定しているものでございます。

次のページの新旧対照表を同時に参考にごらんください。改正の内容といたしましては、大阪府市町村振興協会が公益財団法人の認定を取得したことに伴いまして、第2条第1項第1号中「財団法人 大阪府市町村振興協会」を「公益財団法人 大阪府市町村振興協会」に改めるものでございます。

以上が公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程10、議案第42号、「岬町税条例の一部を改正する件」を議題にしたいと思っております。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 日程10、議案第42号、岬町税条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしまして、東日本大震災に係る被災者の税負担の軽減などを目的とした地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）の施行に伴い本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について説明させていただきます。

議案書の裏面を、あわせて別冊の新旧対照表もごらんください

まず、附則第22条を附則第24条とする改正の趣旨は、本町の税条例は国が示す条例準則と同一の規定内容となっております。今般の条例準則の改正は附則第21条の次に2つの個人住民税に関する条文を追加することになっております。よって、固定資産税の超過税率の適用に関する本町独自の条文であります改正前の附則第22条を繰り下げまして、第24条とするものでございます。

次に、追加する附則第22条は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴います原子力発電所事故による災害により生じた家屋や家財の損害を特例損失金額としてこのものの所得から控除する雑損控除制度を特例として1年前倒しし、平成23年度の個人住民税から適用する規定を追加するものでございます。

また第2項では、この特例損失金額が平成24年以降の各年度において生じた場合においても、第1項の規定と同様にこの特例規定を適用する旨を規定しております。

また、第3項及び第4項では、扶養親族等が所有する家財等の損害も親族資産損失額として第1項及び第2項の規定と同様にこの特例措置を適用する旨を規定しております。

また、第5項では、この雑損控除の特例規定の適用を受けようとするものに対する規定を定めております。

次に、附則第23条の改正規定は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の適用期限の特例について定めております。この住民税に係る住宅ローン控除とは、平成21年から平成25年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けたものについて、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を翌年度の個人町民税から控除する制度であります。今回の大震災により居住の用に供することができなくなった場合におきましても控除対象期間の残りの期間につきまして引き続き住宅借入金等特別税額控除を特例で適用する旨の規定を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては公布の日から施行することとしております。ただし、23条の規定につきましては平成24年1月1日から施行することとしております。

以上が岬町税条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。本件につきましては、総務文教委員会の付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会へ付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町税条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程11、議案第43号、「岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 日程11、議案第43号、岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由としましては、岬町健康ふれあいセンターにおける安定した住民サービスの提供並びに円滑な指定管理者制度の実施を図るため、本条例に所要の改正を行うものです。

今回の改正の趣旨は会員制度の見直し及び利用料金の改定であります。

議案の2ページをお開きください。詳しい内容については、議案及び新旧対照表がございます。新旧対照表もあわせてご参照いただきたいと思います。

岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する条例（案）、岬町健康ふれあいセンター条例の一部を次のように改正するというので、まず1点目に、第8条第3項中「法人会員は1年」を削り、「個人会員または半年又は1年」という文言を「個人会員は半年」に改めるというものであります。

この改正の趣旨は、法人会員制度を廃止するということ。それから、個人会員制につきましては1年会員と半年会員がありましたけれども、1年会員を廃止をし、半年会員制度のみとするという条文であります。

次に、利用料金ですけれども、別表第1から別表第5まで改めることになっております。

新旧対照表の2ページ目、3ページ目をお開きください。別表第1につきましては温水プールの利用料金体系となっており、文言の改正及び金額の改正を行っております。

別表第2については、公衆浴場料金表でありまして、ここでも文言の改正及び料金の一部改正を行っております。

次に、別表第3ですけれども、ここでも文言の修正及び料金の一部改正を行っております。

別表第4につきましては、先ほど言いました法人会員の廃止及び個人会員での金額の改正を行っております。

別表第5につきましては、文言の改正のみであります。

この改正の中身につきましては、きょうお配りしました岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する条例（案）の概要に基づいて説明をさせていただきます。この概要をご参照ください。

まず、文言の改正ですけれども、別表第1から第5の表記の中で「障害者」という、いずれも漢字に表記してある中で、「害」という漢字を平仮名の「がい」に改正をしております。理由としましては、障害者施設にかかわる昨今の社会的な背景から、「害」という漢字がもたらすマイナスイメージを平仮名表記とすることで、人権尊重や障がいのある方への配慮を行うという趣旨で、今回改正を行っているものであります。

次に、利用料金体系の改定であります。まず、先ほど言いました条例第8条の表記の中での水泳のスイムフリー会員の1年間有効な年間利用券を廃止をし、半年利用会員券のみの利用料金体系としております。

この別表第1の利用料金の改定につきましては、まず個人普通券、一般の方が入場するときに

支払う料金については現行の610円を600円に値下げをしております。これは、アクアティックからの申し出により大人の水泳の利用者が徐々にふえてきている。その中で、この610円という端数でお釣りの問題もあるし、できるだけ大人の人に来ていただきたいということで値下げの提案がありましたので、それをそのまま採用させていただいております。

次に、個人の半年会員券ですけれども、大人2万7,400円から2万7,450円、子ども1万3,500円から1万3,720円、高齢者も同額の改正、障がい者、大人も同額の改正となっております。

この半年会員の料金設定につきまして、これはおふろと共通の計算式を設定しようということで、今回改正をしております。大人の料金600円ですけれども、これに半年会員ですので半年間掛ける日数は年間で305日です。これを2で割りまして152.5日。さらに割引率を30%という式に改定をして新たな料金金額にしております。

次に、公衆浴場料金の改定、別表第2にかかわることです。これも、先ほど第8条の項で説明しましたように、ゆうゆう会員、おふろの1年利用券を廃止をし、半年会員のみを存続させるということで、金額も新たに改定をしております。

この個人普通券については、大人料金、子ども料金等については、これは統制令で金額の上限が定められておりますので、この改定は行っておりません。

改定を行っておるのは、高齢者（65歳以上）の方の利用料金については120円を200円に改定をし、また満6歳以上12歳未満の障がい者手帳を所持する方についても40円から50円に改定をしております。あわせて障がい者の大人の方についても高齢者と同様に120円から200円に改定をしております。

この改定につきましては、これまでは通常大人の料金の7割程度減免していた、つまり3割程度の金額で入っていたわけですが、今回、これを減免率を50%、2分の1に改めるものであります。大人料金は410円で端数が出ますが、205円、5円を切り捨てて200円という設定にしております。

プールはもともと大人610円で子ども300円と、ほぼこの減免率に近い金額になっておりますので、そのまま採用をさせていただいております。

次に、個人の半年会員制の個人半年利用券ですけれども、この計算式もプールと同じ計算式に改めております。大人につきましては、現行1万6,100円を1万8,750円に、高齢者の方は5,300円を9,150円に、障がい者の方につきましては5,300円を9,150円に改正しております。

この計算式につきましては、プールと同様、一般料金に日数152.5を掛けて割引率を30%としたものであります。

概要版の裏面をお開きください。

次に、別表第3中、トレーニングジムにかかる高齢者及び障がい者の利用料金の改正を行っております。現行トレーニングジムについては大人600円、高齢者・障がい者につきましては500円という金額を設定しておりますけれども、これを、先ほど言いましたように、一般利用客と高齢・障がい者の減免率を50%に統一するというので、500円から300円に値下げをしております。

次に、別表第4のセンター会員のうちの個人会員費の改定及び法人会員の表の廃止であります。

センター会員につきましても、プール・おふろと同様に1年会員を廃止をし、半年会員制度のみを存続させるということ。それから、第8条に規定しましたように、法人会員制度は廃止をして新たに販売はしないということでもあります。ただし、現在個人の方が持っておられるチケットについては有効とするということで附則に明記をしたいと考えております。

別表第4、センター会員の会員費の改定ですけれども、個人会員については大人は3万6,400円から4万4,200円に、子どもは1万5,800円から2万1,960円、高齢者についても同額の1万5,800円から2万1,960円に改めるものであります。

この半年会員の料金設定の算定式でありますけれども、それぞれの一般利用料金を加算をし、これに6割として、これに日数152.5掛ける割引率30%ということで編み出した数字であります。

次に、以上が本条例の改正内容であります。

附則としましては、施行期日については周知期間がありますので、本年の10月1日から施行するという定めをしております。

また、経過措置については現行の半年会員証を持っておられる方はその券は10月以降も有効であるという明記であります。

次に、第3項については、先ほど言いました法人会員の販売は廃止をするわけですが、現在持っておられるチケットについては利用は有効であるという規定であります。

第4の新しい料金表については、この10月1日以降から効力を発揮し、それまでについては従前の料金体系表でいくという規定であります。

最後に、概要版の裏面の一番最後に営業時間等の変更というものを書いております。これは、本条例の改正内容ではございません。ただ、10月1日からこのように営業時間を変更するとい

うことをご説明をさせていただきます。

条例では休館日の定めと開館時間、健康ふれあいセンター全体の開館時間を定めております。今回、営業時間を変更するのは、健康ふれあいセンター全体は9時半から夜の9時まであけておりますけれども、その中の公衆浴場については現在午後1時から夜の8時半まであけておりますけれども、これを2時間オープンをずらすということで、午後3時から8時半までとするということを考えております。

次に、プールについては平日、休日にかかわらず午前10時から午後8時半まであけておりましたけれども、日曜日につきましては利用客が非常に少ないということで、午後6時に切り上げるということで、平日・土曜日・祝日が10時から午後8時半までと、日曜日については午前10時から午後6時までというように改定を10月1日から考えているところであります。

以上が本条例の改正内容でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。何とぞご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会へ付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 今、説明受けまして何ですけれども、附則のところでは施行日がことしの10月1日ですけれども、おしりはないんですな、ずっと継続していくということですね、これで。その辺を確認します。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 おしりという表現が適切かどうか知りませんが、おしりはございません。

もし、新たに改定があった場合については改定の条例案を提案して、また施行日を定めるということになります。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 ちょっと変な質問しましたけれども、いわゆるおふろが閉まる閉まるいうようなことがありましたので、そういう点で今お聞きしたんですけれども。とりあえず、今回また新たにアクアティックと契約されますのが23年8月1日から27年3月31日ということですが、せめてその間はこの料金でいけるという考えでいいわけですね。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田喜志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 基本的にはそうです。ただ、この中で変更の可能性があるとすれば、公衆浴場の料金改定、これについては大阪府が公衆浴場の料金改正についての審議会を持っておりまして、毎年ではありませんけれども、改定する可能性があります。

もし改定されて、公衆浴場の統制令といいますか、上限額が改定になった場合についてはその分について改正する可能性が出てくるとは思います。

○川端啓子議長 他の議員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程12、議案第44号、「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯さん

○田代町長 日程12、議案第44号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意をを求める件についてをご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、岬町固定資産評価審査委員会委員 戸口万壽美氏は、平成23年6月17日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

戸口万壽美氏については、住所は大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1241番地、生年月日は昭和18年9月7日、経歴等については議案書の裏面のとおりでございます。

なお、固定資産評価審査委員会は固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されたものであります。

また、固定資産評価審査委員会の定数は3人で構成されており、岬町の住民、町民税の納税義務者及び固定資産の評価について学歴経験を有するものうちから議会の同意を得て選任するものであります。

つきましては、戸口万壽美氏の選任についてご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、議案第44号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、議案第44号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致であります。よって、議案第44号は、これに同意することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程13、議案第45号、「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯さん。

○田代町長 日程13、議案第45号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件についてをご説明申し上げます。

岬町教育委員会委員の羽畑貫治氏は平成23年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は、大阪府泉南郡岬町淡輪4492番地の2、生年月日は昭和7年3月7日です。経歴等につきましては議案書裏面をご参照いただきたいと思います。

何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、議案第45号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

田島議員。

○田島乾正議員 人事案件ですので、余り質疑をしたくないんですけども、確認だけしたいと思います。

今、当町は教育委員会の委員さんは5名か6名でしたね。6名ですね。そして、年齢的に説明いただきたいんですが、何歳の方が何人おられるという、ちょっと年齢的なものと、そして教育畑を経験された方、民間畑を経験された方、これのちょっと均等を考えたい。この2点、ちょっとご答弁願いたいと思います。

○川端啓子議長 教育次長、古谷 清さん。

○古谷教育次長 年齢ということでございますので、生年月日をもってお答えしたいと思いますけれど、今、議案を提出させていただいている羽畑貫治氏は議案書のとおり昭和7年3月7日でございます。松田正三委員は昭和19年1月3日生まれでございます。江下勝子委員は昭和14年1月23日生まれでございます。奥野早苗委員は昭和40年6月4日生まれでございます。宮川益和委員は昭和29年11月26日生まれでございます。

この中で教師の経験のあるのは、ご提案させていただいている羽畑貫治氏でございます。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 大体、年齢層が把握できました。

年齢等については何も不服はございません。ただ、ちょっと気になるのが、僕の記憶では教育

委員会に携わる方は、教育関係畑が半分と、そして民間から半分というふう聞き及んで認識しているんですけども、この点、何ら問題ないですか。担当のほうから、ちょっとご説明願いたいと思います。

○川端啓子議長 教育次長、古谷 清さん。

○古谷教育次長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条第1項の規定によりますと、委員は当該地方公共団体の町の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育、学術、文化に関して識見を有するものうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になっております。

なお、この任命に当たりましては、第4項の規定がございまして、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならないというのが法律の規定でございます。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 提案理由を十分理解いたしましたので、結構でございます。

○川端啓子議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、議案第45号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致であります。よって、議案第45号は、これに同意することに決定いたしました。

○川端啓子議長 お諮りいたします。

日程14、諮問第1号、「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」及び日程15、諮問第2号、「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」の2件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、日程14、諮問第1号及び日程15、諮問第2号の2件を一括議題にすることに決定しました。

提出者から提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯さん。

○田代町長 日程14、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員 坂原博幸氏は、平成23年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく議会の意見を求めるものであります。

裏面をご参照ください。

氏名は坂原博幸、生年月日 昭和13年1月4日生まれ、住所 大阪府泉南郡岬町淡輪1004番地の1でございます。

なお、経歴等につきましては下記に記載していますのでご参照ください。

続きまして、日程15、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員 辻川芙美子氏は、平成23年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく議会の意見を求めるものであります。

裏面をご参照ください。

氏名 辻川芙美子、生年月日 昭和28年10月27日生まれ、住所 大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2443番地の2でございます。

なお、経歴等につきましては下記に記載していますのでご参照ください。

以上、人権擁護委員候補者2名の推薦についてよろしくお願ひ申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件に対する質疑を行

います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件を起立により採決します。

本件はこれを適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致であります。よって、諮問第1号は、これを適任とすることに決定いたしました。

これより、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件を起立により採決します。

本件はこれを適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致であります。よって、諮問第2号は、これを適任とすることに決定しま

した。

○川端啓子議長 日程16、報告第1号、「平成22年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件」について報告を求めます。財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 日程16、報告第1号、平成22年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2号の規定により報告を行うものでございます。

議案書の裏面をごらんください。

繰越事業といたしまして、住民情報システム改修事業ほか7事業となっております。これらの事業は、いずれも平成22年度の国の補正予算におきまして財源措置されたものとなっており、去る3月の定例会におきまして繰越限度額を設定し、平成23年度に明許繰越を行ったものでございます。

まず、住民情報システム改修事業につきましては、DV被害者保護に係る第三者請求による他のシステムとの連携を図るためのシステム改修を行うもので、財源に住民生活に光をそそぐ交付金を充当するものでございます。翌年度繰越額は105万円となっており、財源内訳として平成23年度に収入予定の未収入特定財源といたしまして国庫支出金100万円、一般財源5万円となっております。

次に、高齢者相談窓口PR事業につきましては、地域包括支援センターの相談窓口のPRを図るもので、財源に住民生活に光をそそぐ交付金を充当するものでございます。翌年度繰越額76万9,000円となっており、財源内訳としては平成23年度に収入予定の未収入特定財源といたしまして国庫支出金76万9,000円となっております。

次に、ごみ処理施設改修事業につきましては、老朽化が著しいごみ焼却施設の改修を行うもので、財源にきめ細かな交付金を充当するものでございます。翌年度繰越額は2,465万5,000円となっており、財源内訳としては平成23年度に収入予定の未収入特定財源として国庫支出金1,302万円、一般財源1,163万5,000円となっております。

次に、墓地防災事業につきましては、大阪府が事業主体となり、南條下池改修を行うもので、事業費の一部を町が負担するものでございます。翌年度繰越額は187万5,000円となっており、財源内訳としては平成23年度に収入予定の未収入特定財源といたしまして地方債180万円、一般財源7万5,000円となっております。

次に、町道改修事業につきましては、早急に対応が必要な路線につきまして改修を行うもので、財源にきめ細かな交付金を充当するものでございます。翌年度繰越額は920万円となっており、財源内訳としては平成23年度に収入予定の未収入特定財源としまして国庫支出金485万9,000円、一般財源434万1,000円となっております。

次に、図書管理ネットワーク構築事業につきましては、小中学校や公民館などの施設間の図書管理システムのネットワーク化を行うもので、財源に住民生活に光をそそぐ交付金を充当するものでございます。翌年度繰越額は881万2,000円となっており、財源内訳としては平成23年度に収入予定の未収入特定財源として国庫支出金同額の881万2,000円となっております。

次に、中学校改修事業につきましては、中庭、多目的公園の改修を行うもので、財源にきめ細かな交付金を充当するものでございます。翌年度繰越額は635万9,000円となっており、財源内訳としては平成23年度に収入予定の未収入特定財源として国庫支出金600万円、一般財源35万9,000円となっております。

次に、運動広場改修事業につきましては、淡輪青少年運動広場の地盤及びフェンスの補強や灰吹池運動広場の公共下水道の接続を行うもので、財源にきめ細かな交付金を充当するものでございます。翌年度繰越額は109万円となっております。財源内訳としては、平成23年度に収入予定の未収入特定財源として国庫支出金109万円となっております。

以上が、平成22年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の概要でございます。

○川端啓子議長 財政改革部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

これをもって、平成22年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしく申し上げます。

次の会議は、6月24日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会終了後に開催予定の全員協議会終了後に会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後 0時24分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年6月9日

岬町議会

議 長 川 端 啓 子

議 員 出 口 実

議 員 竹 内 邦 博